

# 住民票・戸籍・印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

## 住民票関係 委

必要 な 方	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	京田辺市	
	ふりがな	大 昭 平 令 西 暦
	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	年 月 日
	氏名	

住 民 票 ・ 記 載 事 項 証 明	世帯全員の住民票	通
	世帯一部の住民票	通
	除票・改製原住民票	通
	世帯全部の記載事項証明・指定様式	通
	世帯一部の記載事項証明・指定様式	通
	※原則として住民票は下記1～5の項目を、記載事項証明は下記1～8の項目を省略しています。必要な場合は項目を○で囲んでください。 0 省略 1 世帯主・続柄                      2 本籍・筆頭者 3 国籍・地域等                      4 マイナンバー 5 住民票コード                      6 住定日・事由 7 届出日                                  8 前住所 (注) 2は日本国籍の方のみ、3は外国籍の方のみです。	

### 使用目的 (提出先)

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 年金(公的・個人)	<input type="checkbox"/> 保険	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 就職等
<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 不動産登記	<input type="checkbox"/> 児童手当	<input type="checkbox"/> 相続	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 税務署	<input type="checkbox"/> 車の登録・廃車	<input type="checkbox"/> 奨学金	<input type="checkbox"/> 賃貸契約	( )
<input type="checkbox"/> 金融機関	<input type="checkbox"/> 公営住宅	<input type="checkbox"/> 各種学校	<input type="checkbox"/> 戸籍届出	

窓 口 に 来 ら れ た 方 (申請者)	住所	ふりがな	印	世帯主は又筆頭者からみた続柄
	電話番号	氏名		本人・配偶者 父母・子
	電話番号	生年月日	年 月 日	その他( )

## 戸籍関係 委

(注) 必要な方の本籍地が京田辺市以外は請求できません。

必要な方の本籍	
京田辺市	番地
筆頭者(戸籍の初めに書いてある方)	個人事項(抄本)の場合は必要な人
大 昭 平 令 年 月 日	大 昭 平 令 年 月 日

戸 籍	全部事項証明(謄本)	通
	個人事項証明(抄本)	通
除 籍	全部事項証明(謄本)	通
	個人事項証明(抄本)	通
	平成改製原戸籍	
	改製原戸籍	
	戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 全部	通
	除籍の附票 <input type="checkbox"/> 個人	

## 印鑑登録証明書

(注) 申請には、印鑑登録証が必要です。

1人目 の方	登録番号	通
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 京田辺市		
ふりがな	大 昭 平 令 西 暦	
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 氏名	年 月 日	

2人目 の方	登録番号	通
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 京田辺市		
ふりがな	大 昭 平 令 西 暦	
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 氏名	年 月 日	

### 担当者記入欄

本人確認

運転免許証

マイナンバーカード

住基カード

パスポート

在留カード等

健康保険証

キャッシュカード

その他 ( )

疎明資料 ( )

委任状

		手 数 料	
住民票	全部	円	
	一部	円	
戸籍	全部	円	
	一部	円	
印鑑	登録	円	
	証明	円	
	受 付	作 成	決 裁

窓口に來られた方の本人確認をいたします。請求者の方が、自筆署名の場合は、印鑑は不要です。同住所の方であっても別世帯の場合は、委任状が必要になります。

記入が終わりましたら、証明書の発行窓口へお持ちください。

請求が不当な目的によるものは交付できません。代理人・第三者のときは、委任状・そ明資料等が必要な場合があります。基本的人権を擁護するとともに、プライバシーを保護し差別をゆるさない立場から、住民票・戸籍証明書を適正に使用しましょう。